

日時：令和7年7月30日（水）午後7時から

場所：あきる野市役所5階503会議室

1 開会

事務局（市）定刻前ではございますが、皆さんお揃いでございますので令和7年度第1回あきる野市地域包括支援センター運営協議会を開催いたします。本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。私、高齢者支援課長の水葉と申します。このたび、人事異動がございまして、4月より高齢者支援課長が前任の山田から水葉に替わっております。また、係長職ですが、介護保険係長が私から小黒へ、高齢者支援係長が吉崎から、原に替わっておりますので、改めましてどうぞよろしくお願い致します。また、本日1名の委員より欠席のご連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。また、欠席に当たりまして、事前に議題に対するご意見いただいておりますので、関係する議題の説明の中でご紹介させていただきます。それでは開会に当たりまして、米山会長よりご挨拶をお願いいたします。

2 会長挨拶

会 長 こんにちは。今日もとても暑く、コロナもまた少し増えてきまして、症状は軽いのですが、やはり良くないのかなと思ひまして、まだまだ安心できないところでございます。今日は第1回ということですので、よろしくお願い致します。

事務局（市） 米山会長ありがとうございました。それでは協議事項に入る前に、この協議会は公開することとしておりましたが、本日、傍聴者はおりませんのでこのまま会議を進めさせていただきます。議題に入る前に、お手元の資料をご確認ください。委員の皆様には、本日机上に配付しました、資料4以外につきまして、事前にお配りさせていただいております。資料1 令和6年度地域包括支援センター事業実績報告、資料2 令和6年度地域包括支援センター自己評価結果、資料3 国評価指標に基づく令和6年度業務チェックシート、資料4 令和6年度実績サービス事業者の公平・中立についての資料、資料5 令和7年度以降の評価についてでございます。資料に不足等ございましたら、進行途中でも結構ですので、お声かけください。それでは、議事に入ります。ここからの進行に関しましては、あきる野市地域包括支援センター運営協議会の設置要綱に基づきまして、会長をお願いいたします。

3 報告事項

会 長 それでは次第3 報告事項に入ります。報告事項アとイは、昨年度の報告の延長となりますので、まとめて事務局から報告をお願いいたします。

—事務局説明—

会 長 ありがとうございます。委員の皆様から何かご質問はありますでしょうか。

委 員 資料2の自己評価の部分について、一番最後のページに自由記載欄がございます。毎回この資料を拝見するとき、この部分を細かく見るようにしているのですが、こちらの方で3センターの課題意識というのはかなり見えてるかと思います。こちらについて、例えば、中部高齢者はつらつセンターの方で、センターの事業計画の策定においての事前の保険者との協議ができていないという部分であったりとか、それから、②のケアマネジャー不足、こちらはもうかなり以前から課題となっていてと思います。また、③の医療・介護地域連携支援センターの方が空席ということで、そういった意味では、本来、そこで対応できるものが、地域包括支援センターの方に直接入ってくることにより業務負担が増大していることも考えられるわけで、こういったことについて、市としての、今後の方向性を教えていただきたいところと、同じ中部高齢者はつらつセンターの方で、総合評価の②のところ、この辺りは業務として難易度が高くなってきているかなと。特に総合病院や大学病院からの医療連携依頼というのは、かなり大変な部分とそれから介入拒否が強いという、ここは先ほど他のところでも相談事例としてケアマネジャーからの相談もあったかと思いますが、特に介入拒否が強い方というのは、つい最近も都内で介護が原因となった殺人事件の裁判例の報道もされていましたが、そういったことに繋がる部分として、やはり行政や地域包括支援センター全体としての課題として取り組んでいく内容かと思いますが、この辺りについて保険者としてどのようなお考えを持っているのかお聞かせいただけたらと思います。

事務局（市） ご指摘のとおり、こちらの課題意識のところは、市としても受け止めなければいけないところでして、事業計画や、地域包括支援センターの運営方針につきましても、次年度以降の計画を立てるときには協議をしていきたいと考えております。それからケアマネジャー不足の件につきましても、こちらの運営協議会の方もそうでございますし、今回ケアマネジャー連絡協議会の委員も推薦いただきましたけれども、介護事業者連絡会とも、連絡会を設けさせていただいております。その中で市としてできることを、引き続き協議をしていきたいと考えております。医療・介護地域連携支援センターにつきましては、今回、市としても重点課題として取り組んでいきたいと考えております。この後、検討会や委員会を開催させていただきますけれども、医師会の方と協力をさせていただき、具体的な取組を進めていきたいと考えています。

会 長 ありがとうございます。

事務局（市） 事務局から1点遅くなって申し訳ありませんが、本日ご欠席の委員の方から事前にご意見賜っておりますので、ご紹介させていただきます。資料1の実績報告の方からご覧いただければと思います。資料1の1ページ目の前回の運営協議会でもご質問いただいたところがございますけれども、こちら地域包括支援センターでの保

健師による家庭訪問が0になっております。こちらにつきましては、大変恐縮なんですけれども市の方で直営で地域包括支援センターを持っていた時代の実績の名残が残っている部分でございまして、今、実際に地域包括支援センターに配置されている保健師による家庭訪問の実数が除かれている状態になっておりますので、この項目のあり方を含めて今後検討していきたいと思っているところでございます。次に2ページ目の3の権利擁護事業でございますけれども、③老人福祉施設等への措置の支援、こちら3センターの実績0になっています。こちらにつきましては、委員からご意見として、西多摩地域は措置入所に繋がるような事案はなかったのかというご指摘いただいておりますけれども、こちらの措置入所につきましては、主に市の方にご相談があったりすることが近年多く、措置の実数としても、実際には養護老人ホームへの措置を実施しています。また、水面下では、各圏域の地域包括支援センターの職員と、事実確認ですとか、ご利用者への訪問等もさせていただいておりますが、地域包括支援センターを通して、この措置の支援をしたというところでは、計上がされていないところでございまして、決して実数がないというわけではないのですけれども、こちらの集計上は0になるという形になっているところを補足させていただければと思います。次に4ページ目をご覧ください。⑥介護支援専門員からの相談内容（延べ数）でございます。こちらにつきましても、実績が0のところを中心にご意見いただいているところなのですけれども、社会的孤立、身寄りがないという項目、それから、社会資源の不足についての項目が3センター0になっている点についてどのようなことかというご指摘をいただいております。こちらは、その圏域の中で介護支援専門員からご相談いただいた内容を分類させていただいて、各項目延べ数ですので、1つの相談につき、3つの事象があるのですけれども。その中で、主立ったものを分類しておりますので、社会的孤立、身よりはないという方も、その中にはいらっしゃいますけれども、主訴となる相談内容としては、それ以外のところに分類されるということで、結果としてはこういったものが、表立って出てきていないところが特徴的なところなのかなと補足をさせていただきます。資料1に関してのご意見につきましては以上でございます。付随しましてご質問等ございましたらお願いいたします。

委員 質問です。前回12月末のときにお伺いしたことになるのですけれども、相談件数が減少傾向にあるという点で、前回は12月までの集約であって、年度末には、例年と同程度になるのではないかというお話だったのですけれども。結果が出ますと、やはりトータル件数は減少傾向にあるということ。特に中部が1割減ぐらいになっていますよね。相談件数が減っているということは問題が起こっていないと良いという場合、それから相談を行うハードルが高く、相談していない場合、プラスマイナス両方がありますから、これをどう見るかということですね。なお、注意しなければいけないのは、本人や家族からの相談がとても減少が大きい。ですからト

ータルが1割減に対して、例えば、中部の本人や家族で言えば13%ぐらい減っています。なおかつ、この中部に注目して見てみると、虐待権利擁護の相談件数が増えている。こういうのをつないで見ると何を意味してるのかなと考えるわけで。相談件数と相談者の区分とその内容について、複合的に見ているのですけれども、このような変化といいますか、それをどう読んでおられるのでしょうか。

事務局（包括） 令和5年度は認知症独居の方の相談がありまして、特に2名の方とかなり多く関わり、月に何回も訪問させていただきました。そういうことで件数が、延べ件数になっていますので、非常に増えているところになります。この方たちの支援がある程度落ち着いたので、令和6年度の方は減っているという形になっておりまして、全体的には相談が減っているということは全くございません。むしろ2025年問題が今ちょうど盛りになってますので、特に今年度も、非常に総合相談が増えている状態になっております。それから虐待の通報が増えているところは、警察の方から情報提供という形でいただくことが多いのですけれども、高齢者が絡むもので、どちらかという夫婦げんかとか、親子げんかでも、高齢者が入ると虐待通報という形で情報提供いただいております。結果、虐待とは捉えなかったものになっております。

委員 ありがとうございます。令和5年度の状況がわかってよかったと思います。それで相談者の区分で、行政が約400と多くなっているのはそういう警察等からの連絡ということですかね。

事務局（包括） そうですね。福生警察からご連絡いただくことが増えております。

会長 ありがとうございます。なかなか数値だけだと、現状がわかりにくい部分がありますので難しいところですね。他に何かご意見ございますか。

委員 自己評価の方なんですけれども、認知症サポーター養成講座に関して、小学生や中学生での講座がとても多い。これは長い目で見て、教育的にとっても大きいと思いますが、その中で、東部が高齢者専門宅配業者への講座を開いております。これはとても大事ではないかなと。市役所職員や広報による一般市民向けというのを合計すると64人。全体としては少ないんですけれどもやっぱりこういうところで、認知症サポーターの意識を高めたり、学習を進めたりすることが大事ではないかなと。高齢者専門宅配業者の経験なんかを少し教えていただけたらなと思います。関連するんですけれども、五日市の方で、2枚目のネットワークの構築というところで、五日市の方が、保健、医療、福祉、町内会自治会、警察、消防、民生委員、商店、宅配業者、ガス業者等のネットワークの構築ができております。これは平成30年ぐらいから、こういう記載がずっとあって、他のセンターには見られないネットワークがつくられているようなんですね。つまり行政、当事者や近隣だけではない。このような宅配業者やガス業者などとの連携や、その人たちに対する啓発や学習が行われるのは、とてもいいことではないかなと思っているのですが、そういう意味

で、東部の学習講座の、お話を少し聞かせていただきたいと思います。また、五日市に連携の中身をどういう形で継続してるのか伺いたいです。

事務局（包括） 東部高齢者はつらつセンターが令和7年度から委託法人が変更になっておりまして、令和6年度までは医療法人財団暁で委託を受けておりましたので代わりにご報告させていただきます。高齢者宅配業者への講座に関しましては、事業者の方から、認知症サポーター養成講座を受けたいという申し出がありまして、開催させていただいたところになります。内容については認知症サポーター養成講座は東京都の方から、このような内容でやってくださいということが決まっております、小学生向け、中学生向け、一般向けになっておりますので、一般向けの内容で行っております。

事務局（市） 少し補足をさせていただきますと、認知症の基本的な理解というところの講座内容になってるんですけども、ご指摘いただきましたように、各地域包括支援センターの方で認知症サポーター養成講座を積極的にやっていただいております、かつ五日市圏域における見守りの取組もご質問いただいていたところなんですけれども、この各団体とか、ご紹介あった配食業者とか、ガス業者、あるいは生命保険会社などで、地域の見守りというのは、市として協定を結ばせていただいております、そういった民間事業者で、地域で見守りをしていただくというところは、市としてもバックアップをしています。さらにその協定の内容に、従業員の方にこの認知症サポーター養成講座を受けていただくことも入っております、認知症のご理解をいただいた方に、地域で困った方であったりとか、少し心配な方がいらっしゃったときに声かけをしていただくような取組を展開しております、地域でこういったネットワーク構築を各地域包括支援センターと市の方で協力してやっているというところになっています。

委員 ありがとうございます。

事務局（包括） 3月まで五日市はつらつセンターの委託を受けておりましたので、回答させていただきます。商店や宅配業者、ガス業者との連携なんですけれども、五日市地区は地域の方々が、すごく高齢者の方などを見守ってくださって、少しでも心配な方がいると情報共有があるということがありましたので、積極的に何かというよりも、情報共有をさせていただきながら、対応していたところでございます。また、警察については、高齢者虐待等での対応で直接連携することも多いと思ったので、毎年必ず挨拶に行き、名刺交換させていただいて、情報共有するように努めていました。

委員 五日市はつらつセンターも変わりましたので、このようなことが今年度に引き継がれていくのか、あるいはそういうようなことを理解した上で地域を見ていらっしゃるのかを伺っておきたいと思います。

事務局（包括） 今言われたようなことを引き継げるように3か月という短い期間ではありますが取り組んでおります。今後も途切れることがないように努めたいと思っております。

会 長 ではよろしいでしょうか。次に行きます。報告事項ウ、エですね。事務局から説明をお願いします。

—事務局説明—

会 長 ありがとうございます。何かご質問はありますか。

事務局（市） 欠席の委員からの事前意見等をご紹介させていただけたらと思います。自己評価の方になりますけれども、地域包括支援センターの業務がどの程度行われているかの自己点検表としての機能はあると思いますけれども、毎年行っているのであれば、前年度との違い等を検討することがあってもよいのではないかとのご意見をいただいております。また、資料3国のチェックシートなのですけれども、チェックシートの要素としては意味があるかもしれませんが、利用者や家族、関係機関の意向や満足度といった評価はされていないので、どの程度の信頼性があるか疑問だというご意見をいただいております。ご意見としてご紹介をさせていただきます。

会 長 ありがとうございます。何かご質問はありますか。

委 員 よろしいでしょうか。資料3の国評価指標に基づく評価についてですが、この位置付けがわからないのですが、これは従来、自己評価と並行してずっとこのような形でやってきたわけですね。それとも今後の評価が変わるということで、それに基づいて評価をしたということなんでしょうか。どうも専門的な制度は理解していないので、初歩的な質問かと思うのですが。

事務局（市） ご説明させていただきます。次の資料に差し掛かる部分もありますが、地域包括支援センターの評価なのですけれども、地域包括支援センターが設置されたのが平成18年度からですけれども、始めた当初、その実績を見させていただいて、地域包括支援センターの運営をどのように図っていくのかということが積み上げられてきたわけなのです。その後、平成26年度から、地域包括支援センターの機能強化という形で、その役割をさらに強化していく必要があるのではないかという議論が全国的に高まりまして、その流れで、市の独自基準に基づく事業評価という形で、先ほどご説明させていただいた自己評価をやっていたところになっております。また、国の方でも、地域包括支援センターの機能強化という観点で、平成30年度から、国の評価指標という形で、市町村の評価も入っているのですけれども、市町村として地域包括支援センターをどのように管理しているのかという評価指標とあわせて地域包括支援センター側での業務のチェックシートという形で、自己評価と同じように各業務の項目別にどういった達成状況にあるかをこのチェックシートで確認をしてきたという流れになっています。ちょっと先に進んでしまいますと今般、この機能強化に基づいて、事業評価というものも、達成状況が極めて高くなっていますので、見直しを図るという形でお示しをされてきたという流れになっています。ですので、これまで毎年度、自己評価と併せて、あきる野市独自の基準として、先ほど事務局の方からご説明をさせていただきました自己評価の結果と

国のチェックシートに基づくチェック状況という形で運営協議会の方に諮らせていただきまして、その運営の実態と機能としての役割をこのように果たしていくというところをご議論いただいてきたということになっています。

委員 平成30年以降、基本これもやってきたということですかね。

事務局（市） おっしゃるとおりです。

委員 これなんか、グラフとか何かにできないんですかね。主観的な評価になっておりまして、数字とかで評価を行えると良いのかなと思うのですけれども。

事務局（市） 国の評価指標でして、もちろんこの運営協議会で諮る形に加工させていただいてお示ししているんですけれども、もちろん国の方でも管理されておりますので、今まさに令和6年度の新しい業務チェックシートで、チェックをかけております。こちら国のデータと都道府県のデータについて、グラフでもフィードバックをいただいておりますので、きちんと次回からご報告できるようにしたいと思います。

会長 他に何かご意見ありますか。

委員 資料2の評価表と、それから、資料3の項目7のところで、人員配置についてですが、東部と五日市の自己評価が、確か前回資料より若干下がっているのと、センター指標を見ると3職種の配置で中部や五日市の×がついているという点についてこれ、評価時点は多分昨年4月末というところもあるのでタイムラグがあるかと思うのですが、現状そこから、1年と少し経ってるかと思うんですが、どれぐらいの移り変わりがあり、どれぐらいの人員配置の達成ができているのか、特に昨年の協議会で柔軟な人員配置等々も議題に上がってきたと記憶しているんですけれども、それを踏まえて、どれぐらいの人員配置の弾力性が図られ、その結果どれぐらいの人員の配置ができるようになったのかその移り変わりを教えてください。

事務局（市） 柔軟な人員配置についてなのなんですけれども、一方でプロポーザルに関係する仕様書ですとか、発注条件の説明を前回の協議会でさせていただいたところなんですけれども、昨年度ご議論させていただきました、いわゆる常勤換算による柔軟な配置ですとか、そういったところに関しましては、国の基準に基づく条例改正させていただきましたけれども、プロポーザルの発注要件としましては、この3職種、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の配置においては、認めない形で仕様書の発注をかけております。ですので、こういった影響に基づく配置は達成できていないという回答になります。一方で、国の基準に載っております3職種の準ずるものは含まない配置は、かなり厳しい評価項目になっておりまして、保健師の方とかですね、採用が極めて困難な状況になっておりまして、経験のある看護師でもよいという形で、準ずる方を配置しているのが実態でございまして、こちら昨年度から今年度にかけて、大きい動きがあるかというところ、大きくは動きはないというところが現状でございまして。主任介護支援専門員も同様でございまして、先ほどケアマネジャー不足の話もありましたけれども、主任介護支援専門員を包括の職員として雇っていくというところも極めて課題

が多くなっておりまして、経験のある介護支援専門員という形で、準ずる形で配置をしていただいているところもございますので、結果としてこの国の評価シート表も、×がついているセンターがあるという現状となっております。

会 長 わかりました。ありがとうございます。

委 員 よろしいですか。今のお話の伺ってとても心配してるんですが、今の質問がなければ、この状況というのは私たち共有できなかったと思うのですね。東京都の他市や他区の運営協議会の中では、毎回始めに人的な問題について、現在、ケアマネジャーについてはどのぐらいの状況とか、数値を出されてるところもあります。ですから、年に1回とか、ある時点で振り返ってどうこうというよりも、やはり人員の確保とが何より大事ですから、何らかの形でね、現状を共有していただけるとありがたいかなと思っています。これは意見です。

会 長 ありがとうございます。他に何かございますか。なければ次の協議事項にいきたいと思います。

4 協議事項

会 長 令和7年度以降の評価について事務局から説明をお願いいたします。

—事務局説明—

会 長 ありがとうございます。何かご質問はありますか。

委 員 単純なところで、新項目それぞれ書かれてあるところの真ん中の列の3と書いてあるものが、どういう意味なのか教えていただけたらと思います。

事務局（市） 左の国の評価項目の黒丸1とかですね黒丸2という大項目あると思うんですけども、こちらの黒丸3の方に飛びますという意味でございます。こちらがですね、例えばなのですけれども、A3の縦の資料の1ページの一番上の3番となっていると思うのですけれども、④の24時間体制の確保というものが3番に飛ぶような印になっているんですが、2ページ目見ていただきますと、体系1という形で、グレースケールになっているところに、再掲1で基本的事項同じものを載せさせていただいております。この24時間体制の確保は、左側に行きまして、大きい大項目3番の（3）の夜間早朝の窓口対応で読み取れるのではないかとということで、大項目だけ飛ばさせていただくような表現にさせていただいております。

委 員 要するに○か×かになるということですかね。

事務局（市） おっしゃるとおりですね。達成しているかしていないかという形となります。また、取組の達成状況は（1）ですとか（2）という大項目の中の小分類で、段階がありますので、その中でよくできているのかという取組は見ていけるのかなと思っています。

会 長 何かご意見やご質問ございますか。

委 員 まず、黒丸1の地域包括ケアシステムの構築・推進。これが地域の特性についてきちっと見てそれに対応するような計画を立てると。これが新項目ということは、今ま

でここに対する視点があきる野市としては弱かったのは、それは去年1年間の議論の中で感じていたことです。こういう点では、この新しい基準というのは重要だだと思います。もう一方で〇×になってしまう。そうしますと、今までやってきたような質問だとか、あるいは議論だとかしにくくなると。そして先ほど会長の方からありましたけれども、最後の自由記述欄みたいなものが、全くなってしまうと。地域包括支援センターの方から、行政やこの協議会に対するメッセージを受けとめるような欄がなくなってしまう。ですから、評価表をどうするかは別として、そのようなものは、何らかの意味で残していくとか、そういったことが必要になるんじゃないかなと感じています。それからもう1つは、先ほどありました人員の問題については、この国基準ではとても重点をおいて作っているように思いますので、それに対しては、大事にしていくことが必要なのかなと思っております。つまり今までの自己評価を通じて、地域の各センターの状況や課題など見えてきたものが〇×の84項目に変わることによって、見えなくなってしまう。それは評価とは別に何か考えなければいけないことなのかと感じております。

事務局（市） 今、お示しさせていただきました新たな国の評価基準は、項目として今、国から示されているものになっておりますので、先ほど委員からもご意見いただきましたように、この後、市としてどのような形で加工して、場合によってはグラフ化していくところで、どのような自由意見をとっていくかというところを検討していきたいと思えます。

会 長 他に何かございますか。

委 員 すごく単純な質問になるんですけども、今このA3の縦で書かれている資料について、一番最初のところというのは、Q12となっているのですが、Q1からQ11については行政の評価などがあるとかそういったことなのでしょうか。

事務局（市） わかりづらくて申し訳ありません。加工してお出しすればよかったのですが、こちらですね、地域包括支援センターの住所や電話番号等がですね、上の12番目までに隠れておりまして、そこを割愛させていただいた結果となっております。行政の評価はまた別にございますので、併せて次回以降提示をさせていただこうと思っております。

委 員 わかりましたありがとうございます。こちらは要望になってしまうのですが、これ機能強化という意味なので、チェック項目はかなり詳細なものになっている。これは当然の流れかとは思いますが、一方で、チェック項目が非常に多岐にわたっているということだけでも、業務負荷が上がってくるということにはほかならないから、確かに必要な仕事としては、理解はできるんですが、チェック項目というのが増えれば増えるほど、そこに費やされる時間というのは非常にシビアになってくる。ここについて必要なことは当然取り組まなければいけないところは、承知しているんですが、一方でここを満たされているのかということのチェック、またはその自己評

価が正しく評価されているのかをどこかが確認するとなったときに、その業務負荷が非常に心配な部分になりますので、必要なこととしては確認をしていただく、そして取り組んでいただくのは大前提としても、そこをチェックするための労力を軽減していくような工夫をぜひご検討いただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

委 員 僕もまさしく賛成です。様々な業務することが多いのですよ。僕の中学校の同級生が何人か消防署に勤めてまして、そして会ったときに、命懸けは大変だよなと言うと、それは覚悟してるからいいのだけど、書類書くのが大変だと言うわけです。警察もそういうことが言えるらしいですね。だからストーカーに関して訴えようと思ったらやめてもらえませんかと警察に言われたという話があったけど、何てこと言うのだろうと思ったら、やはり面倒くさいですよ。医療でも似たことが言えると思います。確かにそれよりも本来の仕事に打ち込んで欲しいなという。チェック項目のとおりに行わなければとばかり考えていたら仕事にならないのではないかとそんなことを思っていると報告します。

会 長 ありがとうございます。医療系の業務ではペーパーレスの方へ進んでいますけど、介護の方は書類等が多いと。細かいことを始めると先ほどおっしゃったように業務が増えていくと。まだまだ書類等が多いのか現場の感じをお伺いできたらと思います。

事務局（市） そうですね。記録なども含めてまだまだ多い印象はぬぐえないかと思います。一方、この評価表について補足をさせていただくのであれば、これまで定性的な表現で、各地域包括支援センターに書いていただいて、わかりやすい部分もあったかと思うのですけれども、今回このチェック項目で定性的に評価していた部分が、ある程度分解されて、項目ごとに段階的にチェックができるようになってるところについては、ある意味作業しやすくなっている点も一方であるのかなと考えています。また、それに対して自由意見欄ですとか、必要なところの情報というのは精査させていただいて、この後どのように評価をしていくのか検討していきたいと思っております。また、蛇足ですけれども、この評価基準もこれまでエクセルで回答していたのですけれども、今年度から、オンラインで回答できるような工夫も国の方もしてきていますので、徐々にですけれども介護分野でもそういったものが進んでいきつつ、DXなどと抱き合わせながら、効率化を図っていく必要もありますし、少しずつ進んでいるのかなと考えているところでございます。

会 長 ありがとうございます。他にご意見ございますか。

委 員 この対比表についてです。資料5別紙の1枚目の右側ですね。基本的事項の⑨中立公正、公平性の配慮のところが大項目の3に移っていると思うんですけど。Qのどれに対応するんでしょうか。他のところが例えばQ40やQ44、Q48などに対応すると思うんですけど⑨の対応関係が私にはわからなかったのでお伺いできたらと思います。

事務局（市） 大変失礼しました。3枚目の大項目7の一番下のところでございまして介護予防ケア

マネジメント介護予防支援という項目に対応いたします。

委員 それは⑪ではないですかね。

事務局（市） お示しが悪くて申し訳ありませんでした。⑪の要素もなのですけども、Q94というところですね。事業所選定の公平性・中立性確保のための指針がございまして、こういったところに対応するのではないかと考えております。

委員 これ大項目3じゃなくて大項目7に移るということですか。わかりました。

会長 他にございますか。

委員 すでにご指摘があったことなんですが、これはセンターの方で自己評価するものですよね。その自己評価したものを直接提出するということになるのでしょうか、その妥当性はどこかで確認するということにはならないのでしょうか。

事務局（市） はい。区市町村の方に一時的に提出になりますので、区市町村の方で妥当性のチェックをかけた上で、東京都の方に提出します。システム上そのようになっておりまして、区市町村の方に管理権限が移っているところに、各地域包括支援センターの評価結果が提出されてくるという仕組みになっております。

委員 ということは、ここが○になってるけど、どうなんだという話が起こるケースもあるわけですよね。そうしたときに、市も地域包括支援センターもそのために無駄な時間を使う、特別な作業をしなければいけないとならないように、お願いしたいと思いますし、それから評価というのは、評価者と評価される者、自己評価で言えばそれを出した者と出された者で対話があるわけですね一方的にやるものではないと思います。ですから、そういう意味でどう具体化するかはこれからの検討になるのだと思いますが、十分工夫していただきたい。つまり、項目以外のこの評価のための労力を市も地域包括支援センターも無駄な労力を使わないような工夫をしていただきたい。そして、これは私たちも含めてですけども、やはり、地域包括支援センターの活動の現状や介護の活動についての現状を、共有して対応するための材料なのですから、そのような、今までの自己評価表の持っていた役割は、引き続きするように十分な工夫をしていただきたいと思います。

事務局（市） ご意見として、しっかり受けとめたいと思います。

委員 ホームページでの会議録の掲載の件なのですけども、やはり自己評価がずっと掲載されるというのは、今年の評価を理解する上でとても参考になるのですね。見ていきましたら、令和4年度第1回運営協議会で、委員の方が実績報告、自己評価は議事録とともに掲載するというご提案をなさって、それに対し市の方が応えて、自己評価などが掲載されるようになった経過があったらしいのです。ただし、実績報告の方は掲載されてないのですね。ということは自己評価を見ても、読みにくいところが多くあるということです。ですので、今までの経過で言えば実績報告も掲載していただきたい。そして、今回は制度が来年度から変わるわけですから、今までのを振り返って、次の新しい評価システムをどう見るのかという議論ができるように、今までのものを

ホームページ上で共有できるようにしておいて欲しいということです。2点ですね、今までの実績報告も掲載しておいて欲しいということ。そして今後も、ホームページにアップして誰でもアクセスできるようにすることをお願いしたい。その時の会長も、やっぱり地域の人たちにこの制度を知ってもらうためにとても大事だという発言をなさっていましたし、ぜひ再確認の上、よろしくお願いいたします。

事務局（市） 一旦お預かりさせていただきますけれども、傍聴も入って公表してる資料ではございますので、検討させていただきます。資料4に関しては一部公開できない部分が含まれておりますので、本日回収させていただきますので、ご承知おきいただければと思います。

会 長 それでは協議事項について、承認するということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。事務局と委員の皆様から他に何かございますでしょうか。ないということで、本日の議事が終了しました。進行を事務局にお返しいたします。

5 閉会

事務局（市） 米山会長ありがとうございました。委員の皆様にもご意見いただきまして誠にありがとうございます。それでは閉会にあたりまして、布田副会長からご挨拶をいただければと思います。

副 会 長 皆さんお疲れ様でした。この予算少ない中、また、人員確保が難しい中、このような評価を受けたり、なかなか大変だと思いますけど、健康に留意して頑張ってください。この前、社会福祉学者の方の講演を聞いたのですよね。その方、ケアマネジャーで教授でもあったんですけど。介護崩壊社会ということで、2025年問題がずっと言われましたよね。これは団塊世代が600万人いると、1947年から1949年までに生まれた人たちが、全員が75歳以上になる介護崩壊元年だったんですよ。そして、今一番問題なんですけどねビジネスケアラーで、自分の仕事をやってお母さんの介護してる方が僕の知り合いでもいますけど、そうすると、経済的に苦しくなって追い詰められてくるのですよね。そういうことで様々な不幸が起こっていますよね。今、肉親同士での殺人が一番多いと言われてますから。それも介護の関係ですよ。それで、2000年には介護の職員の方が50万人で、2023年は215万人いて、それが去年は212万人に減ったらしいのですよ。そうするとますますビジネスケアラーが増えて、2030年には9兆円の経済損失がでると、だから介護ができてないと日本の経済成り立たないんだと言ってました。では、介護崩壊させない提言としてはどうしたらいいのかというのは、3つありまして、1つは介護報酬10%上げることなんです。でも、現役世代に頼ることはもう無理なのですよね、保険料上げるのは限界である。では、どうするかと。その方はこう言ってました。現役世代ではなく、持ってる資産家高齢者が高齢者同士助け合ってくれと。確かに貧富の差がすごくあって、持ってる人は持ってますからそのような人が出すべきじゃないかと。

僕もそういう気持ちありますね。それから2つ目が、介護の方々を公務員化したらどうかと。なぜかという、マナーがちょっと悪くて、命令調になっていたりすると。ただ公務員の人であればそういうこと言っはいけませんよと言えるのではないかと。公務員になると嬉しいと思いますし、難しいかもしれませんが、僕は公務員化したらどうかなと思ってます。3つ目が、先生がどう思われるかと思うんですけど、一部医療行為の可能な療養介護福祉士の創設ですね。吸引をしたりとか、今はそのようなことはできないと思いますけれども、特別な研修を受けて、そういうことができる方がいれば、もう少し楽なるのではないか言っていました。また、ケネディー大統領が就任演説で言っていることがありましたよね。アメリカがあなたのために何をしてくれるかではなく、我々が国のために何ができるかを考えると。あれやってくれ、これやってくれではなく、自分たちが持ってるものを提供したりするような社会になっていけばいいのかなと思います。ということで、お疲れ様でした

事務局（市） ありがとうございます。繰り返しになりますので資料4の方は机の上に置いて帰っていただければと思います。長時間にわたりましてありがとうございました。